

新型コロナワクチン接種についてのお知らせ(令和3年5月26日現在)

問い合わせ先		受付時間	受付内容
長与町新型コロナワクチン 予防接種コールセンター	☎ 801-5667 FAX 801-5666	平日 9時～17時 (祝日除く)	町内での接種日時や接種会場 に関するご相談
長崎県コロナワクチンコール センター	☎ 0120-764-060	9時～21時 (土日祝日含む)	ワクチン接種後の副反応等に関する専門的な相談
厚生労働省新型コロナワクチン コールセンター	☎ 0120-761-770	9時～21時 (土日祝日含む)	新型コロナワクチン全体に関するご相談

接種順位と長与町のワクチン接種スケジュール

接種券は住民票の住所に届きます。
接種券が届かない場合は町にご連絡ください。

接種の優先順位		接種券の発送時期 (集団接種 予約可能時期)	接種開始時期及び接種状況
1	新型コロナウイルス感染症患者等に頻繁に接する医療従事者等	-	3月下旬～実施中
2	施設等の入所者（約600名）	発送済み（-）	4月19日～実施中
	65歳以上の高齢者 75歳以上の方（約5,000名）	発送済み（受付中）	5月16日～実施中
	65歳以上の方（約6,000名）	発送済み（受付中）	個別接種5月25日～ 集団接種6月27日～
3	高齢者施設等で従事されている方	7月以降（時期未定）	8月以降
	高齢者以外で基礎疾患有する方	7月以降（時期未定）	8月以降
	60歳～64歳の方	7月以降（時期未定）	8月以降
4	59歳以下の方	時期未定（時期未定）	8月以降

集団接種と個別接種について

方 法	接種場所	対象者
集団接種	・長与町健康センター ・長与町民体育館	・自身の体調に心配の無い方で、アレルギー反応を呈したことがない方
個別接種	・原則町内医療機関	・基礎疾患や急性疾患をお持ちの方 ・入院・通院している方 ・体調に不安がある方
高齢者施設での接種	・高齢者施設	・高齢者施設に入所している方

接種を受けるうえでの注意

コロナワクチンナビ

検索

・原則として、住民票所在地（住所地）の市区町村で接種を受けてください。住所地以外での接種を希望する場合は、原則、接種を行う医療機関等が所在する市町村に事前に届出が必要です。

申請を省略できる方・場合：①入院・入所者 ②基礎疾患を持つ方が主治医の下で接種する場合
③副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種が必要な場合
④国・県が設置する大規模接種会場で接種する場合

・高齢者の優先接種で使用するワクチンは、集団接種、個別接種ともにファイザー社製のワクチンです。

接種回数は**2回**です。1回目の接種から原則3週間の間隔をあけて接種してください。

・当日は肩が出しやすい服装でお越しください。



当日の持ち物	・接種券（クーポン券） ・本人確認書類（運転免許証、被保険者証等） ・記入済みの予診票 ・決定通知書（集団接種予約の方のみ）
--------	---

※37.5°C以上発熱している場合や、2週間以内に他の予防接種をした方は接種できません。

※ワクチンに関する情報については、厚生労働省ホームページ 厚生労働省 コロナワクチン をご確認ください。

検索



集団接種予定日程

受付時間：どの会場とも8時45分～12時45分・13時45分～17時45分

接種会場	1回目接種日	2回目接種日	決定通知書(ハガキ)
長与町 健康センター (接種予定者数) 約500人	5月16日(日)実施済	6月 6日(日)	発送済
	5月23日(日)実施済	6月13日(日)	発送済
	7月 4日(日)	7月25日(日)	未
	7月11日(日)	8月 1日(日)	未
	7月18日(日)	8月 8日(日)	未
	8月15日(日)	9月 5日(日)	未

接種会場	1回目接種日	2回目接種日	決定通知書(ハガキ)
長与町民 体育館 (接種予定者数) 約1,000人	5月16日(日)実施済	6月 6日(日)	発送済
	5月23日(日)実施済	6月13日(日)	発送済
	6月27日(日)	7月18日(日)	未
	7月 4日(日)	7月25日(日)	未
	7月11日(日)	8月 1日(日)	未
	8月 8日(日)	8月29日(日)	未

65歳以上の方には3月中旬に「意向調査票」を送付しており、そこで「集団接種希望」と回答された方には、順次、『決定通知書』(ハガキ)をお送りしています。(発送は、接種日の1～2週間前を予定しています。)

※**75歳以上の方を優先**にご案内しています。
※「個別接種」から「集団接種」に変更を希望される方は、町コールセンターにご連絡ください。(キャンセル待ちのみ受付可能です。)

※指定された日時にご来場できない場合は、3日前(木曜日)までに町コールセンターまで希望の日程をご連絡ください。(希望に添えない場合もあります。)

※コロナウイルス感染症対策のため、指定された時間にしか会場に入れません。

個別接種対応医療機関リスト

※直接医療機関への予約が必要です。

医療機関名	住 所	電話番号	予防接種を行う曜日・時間等
おおふくじ医院	吉無田郷 2022-6	883-3532	月曜日 15～17時
小川クリニック	まなび野 2-30-6	813-5588	火・木曜日 10～16時 (金曜日予備)
おひさまこどもクリニック	高田郷 923-1	800-2187	土曜日午後 (ホームページから予約)
かたやまハートケアクリニック	北陽台 1-2-1	865-7064	月～金曜日午後 (第3水曜日除く)
川崎医院	岡郷 37-11	883-0002	火・水・金曜日 12時半～14時
こが内科外科クリニック	嬉里郷 378-1	883-4535	火・水・木・金曜日 9～11時半
佐藤内科医院	嬉里郷 413-4	883-5511	(ワクチン入荷次第予約者に連絡)
そのだ内科クリニック	まなび野 2-2-2	814-5101	月～金曜日
長崎けやき医院	高田郷 3607-1	840-5111	月・火・水・金曜日 14～15時
長沢医院	嬉里郷 715	883-5622	火・水・木・金曜日 15～16時
長与病院	吉無田郷 647	883-6668	火・水・木曜日 14～15時
成田内科医院	吉無田郷 2026-6	883-2011	月～金曜日 14～17時 土曜日 10～12時 ※6月9日㈬～15日㈬、6月30日㈭～7月6日㈭ 実施、以降問い合わせ
原田外科胃腸科クリニック	高田郷 849-7	844-9100	水曜日 14～17時
平井内科医院	嬉里郷 661	883-6565	月～土曜日 9時半～12時 月・火・水・金曜日 14時半～17時半
ホーム・ホスピス中尾クリニック	高田郷 2202-1	801-5511	水曜日 11～12時 火・木曜日 14～15時
宮崎耳鼻咽喉科医院	嬉里郷 148-13	887-2841	火・木曜日午後
女の都病院	高田郷 849-18	847-8383	月・火・木曜日 15～16時 (予約電話平日 9～17時受付)
森内科クリニック	嬉里郷 445-101	883-3131	月～土曜日 9～12時半 月・火・木・金曜日 14～18時
森川内科クリニック	三根郷 83-1	813-4650	月～金曜日午前
モロキ内科	嬉里郷 1085-1	883-1105	月～金曜日 14～15時
長崎北徳洲会病院	北陽台 1-5-1	813-5800	火・木曜日 14～16時

新型コロナワクチン集団接種がはじまりました



5月16日から健康センターと町民体育館の2会場で新型コロナワクチンの集団接種が始まりました。割り振られた受付時間ごとに受付を行い、健康観察完了まで30分～45分程度で終わる流れとなっています。

集団接種にご来場される場合は、指定された受付時間通りにお越しいただくとともに、スムーズに接種が進むよう、肩を出しやすい服装でお越しください。



新型コロナ関連の支援制度活用について中小企業診断士に相談できます

問 長崎県経営支援課 ☎ 895-2651

- 対象：各種給付金や補助金、融資などの申請を検討されている長崎県内中小企業者（個人事業主を含む）
- 支援方法：申込企業へ中小企業診断士を派遣 リモートでの支援も可能です。申込の際にお知らせください。
- 支援内容：
 - ・各種支援制度や優遇措置の活用方法のアドバイス
 - ・申請書類の作成支援
- 支援期間：9月30日㈭まで
- 相談料：3回まで無料
- 申込先：

一般社団法人 長崎県中小企業診断士協会
☎ 832-7011 FAX 832-7012
✉ pres@shindan-nagasaki.jp

長崎県経営支援課 緊急相談窓口

検索



新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免について

問 健康保険課保険係 ☎ 801-5821

次の要件を満たす方は、申請により減免が受けられます。減免を受けるためには、申請が必要です。詳しくは町ホームページをご覧ください。

対象となる要件および減免内容

要件	内容	
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合	保険税(料)の全額を免除	
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、主たる生計維持者について次の①～③の要件すべてに該当する場合	<p>①事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）の見込みが、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 ②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。 ③減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p>	保険税(料)の全部または一部を免除

減免対象となる保険税(料)

令和2年および令和3年度保険税(料)

(令和3年4月1日㈭から令和4年3月31日㈭までの納期限となっている保険税(料))

※納期限が令和3年3月31日以前の令和元年および2年度の減免申請の受付は終了しています。